

日本発達支援学会会則

(名称)

第1条 本会は、日本発達支援学会と称し、英文では The Japanese Association of Development Support と表記する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東北学院大学文学部教育学科 603 研究室におく。

(目的)

第3条 本会は、日常生活の文脈の中で人を理解し、人の発達を支援することを通して人と人との関係を基盤とし、豊かな発達を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために以下のような事業を行う。

- (1) 研究交流の推進
- (2) 年次大会等の開催
- (3) 機関誌『発達支援学研究』の発行
- (4) 研究会・講演会・講習会等の開催
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し入会を認められた個人である。
- (2) 名誉会員は、本会の運営に功労のあった者で、会員が推薦し、学会において承認を得た者である。名誉会員の有する権利は名誉会員規程に定める。

(役員)

第6条 本会は、第4条の事業を遂行するために以下の役員をおく。

- (1) 理事 6名程度
 - (2) 監事 2名程度
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員任期)

第7条 役員の任期は3年とし、再任を妨げないこととする。

(役員を選任等)

第8条 役員は選挙または理事会の決議によって選任する。

- (1) 理事は会員の選挙により選出する。
- (2) 理事長は理事の互選により選出する。
- (3) 監事は会員の選挙により選出する。

(事務局および委員会の設置)

第9条 本会の事業を推進するために事務局および委員会をおく。事務局には事務局長をおく。事務局長は会員の中から理事長が指名する。各委員会に関する事項は各委員会の規程に定める。

(運営)

第10条 本会は、次の運営組織をもつ。

- (1) 理事会：この会の事業運営と執行の責任を負う。理事会は理事長が招集する。
- (2) 事務局：事務局長が事務局および会計の運営にあたる。
- (3) 委員会：各種委員会規程に定める。

(経費)

第11条 本会の経費は会費、寄付金および補助金等で賄う。会計年度および事業年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(入会および退会)

第12条 本会の会員として入会しようとする者は、必要事項を記入した申込書を事務局に提出し理事会の承認を経て会員として認められる。

2 本会を退会しようとする者は、文書によりその旨を事務局に申し出、理事会の承認を経て退会とする。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第 14 条 会員が次の事由に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 会費を 3 年間滞納したとき。

(会費)

第 15 条 正会員のうち一般会員は年額 5,000 円、学部生・大学院生は年額 3,000 円とする。

(倫理問題)

第 16 条 会員の本会に関わる研究活動は、倫理的配慮がなされたものでなければならない。会員の研究活動が、不正行為ないしは倫理問題に抵触する行為との疑惑が報告された場合は、学会は公平公正な審査を行う。理事長は理事会の議決を経て、その結果に基づいた処分を当該行為者に行う。

(会則の変更)

第 17 条 本会の会則の改正は理事会の議決で行う。

附則

- 1 本会の設立年度の事業計画は第 10 条の規定に関わらず、設立時理事会の定めるところにより、事業年度は第 11 条の規定に関わらず、成立の日から令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までとする。
- 2 第 1 回の役員選挙は令和 4 年（2022 年）度に行う。それまでは第 8 条の規定に関わらず、次にあげる者を理事および監事とする。
理事 本郷一夫 飯島典子 小泉嘉子 高橋千枝 平川久美子 平川昌宏（6 名）
監事 松本恵美 松好伸一（2 名）
- 3 本会則の施行上必要な細目は別に定める。
- 4 本会則は令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より実施される。